

新庁舎建設事業に係る財源及び市の実質的な負担額

(仮定条件として、40億円の建物を建設した場合での試算)

【平成32年度まで】
活用財源：合併特例債

【平成33年度以降】
活用財源：一般単独事業債

○財源の諸条件

項目	内容
充当率	95%
普通交付税措置額	返済額の70%
借入可能額	38億円

内容
75%
—
30億円

【解説】

- ・ 充当率の違い
- ・ 交付税措置の有無
- ・ 充当率の違いから借入可能額が異なる

○借入金の返済額及び交付税措置額

項目		金額
返済額	元金	38.0億円
	利息	3.0億円
	合計	41.0億円
交付税措置額 (70%)		28.7億円
実質負担額(市の負担額)		12.3億円

金額
30.0億円
2.5億円
32.5億円
—
32.5億円

【解説】

- ・ 借入額の違いから元金及び利息の返済額が異なる
- ・ 交付税措置のある合併特例債については28.7億円の国の支援あり
- ・ 交付税措置の有無により市の負担額の差額が20.2億円生じる

○実質的な市の負担額

項目	金額
建設事業費 (A)	40.0億円
借入額 (B)	38.0億円
返済額 (C)	41.0億円
交付税措置額 (D)	28.7億円
市の負担額 (A)-(B)+(C)-(D) (E)	14.3億円

金額
40.0億円
30.0億円
32.5億円
—
42.5億円

【解説】

- ・ 充当率の違いにより借入金と事業費の差額が合併特例債では2億円、一般単独事業債では10億円となり、事業当初の負担額8億円(自己負担)の差が生じる
- ・ 交付税措置のある合併特例債については28.7億円の国の支援あり
- ・ 事業費40億円に対する市の負担額の差額は、28.2億円となる

合併特例債活用期限

合併特例債を活用できない平成33年度以降に40億円規模の庁舎建設を実施すると、
28.2億円 市の自己負担が増加する。

合併特例債の概要

1 合併特例債とは

合併して誕生した新たな市町村が、下記の目的のために実施する事業のうち、特に必要と認められる事業（新市町村まちづくり計画に位置付けられていることが前提）の経費について、合併年度及びこれに続く15年度（当初は10年度：平成24年に法改正）に限り合併特例債（借金）をもって、その財源とすることができる。なお、合併特例債の返済（元利償還金）の一部について、国から財政的な支援（普通交付税措置）がある。

2 合併特例債の対象（合併特例事業） ※ 枠内は嘉麻市における事業内容

(1) 公共施設等の整備を対象

① 新市町村の一体性の速やかな確立を図るための公共的施設の整備

a) 旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設

【事業内容】（平成26年度末借入済額 187,900千円）

- 五反田碓井線道路改良事業
- 市場前通り線道路改良事業
- 漆生・鴨生線道路改良事業
- ヤ子町キシサカ線道路改良事業
- 等

b) 新市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設

【事業内容】（平成26年度末借入済額 257,400千円）

- 火葬場建設事業
- 共同作業所改修事業
- 等

② 新市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備（格差の是正）

a) 新市の行政サービスの水準の均衡を図るための施設

【事業内容】（平成26年度末借入済額 2,893,900千円）

- かんがい施設整備事業
- 防犯灯整備事業
- 学童保育所整備事業
- 水害対策事業
- 嘉穂小学校建設事業
- 小中学校大規模改修事業
- 等

b) 同一内容の施設の重複を避けて行う施設

【事業内容】（平成26年度末借入済額 0千円）

- 事業実績なし

③ 新市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備

a) 類似の目的を有する公共的施設の統合

【事業内容】（平成26年度末借入済額 0千円）

- 事業実績なし

(2) 地域振興のための基金の造成を対象

① 新市町村が地域住民の連携強化又は旧市町村の区域における地域振興等のために設ける基金に対する積立のうち、特に必要と認めるものに要する経費

a) 新市の一体感の醸成に資するもの

(例) イベントの開催、新しい文化の創造に関する事業実施、民間団体への助成

b) 旧市町村単位の地域振興

地域行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、(例) コミュニティ活動、自治体活動への助成、商店街活性化対策等

【事業内容】（平成26年度末借入済額 2,461,400 千円）

○ 地域振興資金積立事業

(3) 地方公営企業への出資・補助を対象

- ① 地方公営企業（上水道、下水道、病院）について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの収支・補助

【事業内容】（平成26年度末借入済額 244,500 千円）

○ 水道事業会計補助金（浄水場整備、老朽管等更新事業）

3 合併特例債の対象外事業

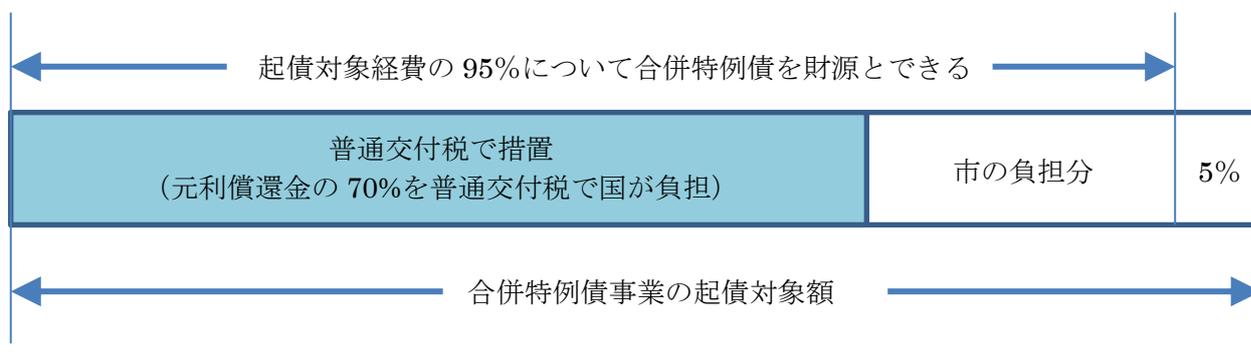
- ① 収益性がある施設の整備
② 特定受益者のために整備されると認められる施設の整備
③ 民間と競合する公的施設の整備
④ 用地のみの取得事業

4 合併特例債に対する国からの財政支援

(1) 財政支援の概要

- ① 起債対象経費の95%について合併特例債で財源調達が可能（5%は自己財源）
② 合併特例債の返済額（元利償還金）の70%に対して、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入

(2) 財政支援のイメージ



(参考：普通交付税とは)

市町村等が、標準的な一定水準の行政事務を遂行するために必要な経費（基準財政需要額）のうち、地方税等の収入見込額（基準財政収入額）で賄えない財源不足額を国税の一定割合の額で市町村等に対し補てんする制度

$$\text{普通交付税（財源不足額）} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$